

岩手県告示第 476 号

いわて県民情報交流センター条例（平成 17 年岩手県条例第 53 号）附則第 3 項の規定により、県民活動交流センターの附属の設備の利用料金を次のとおり承認した。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

次の表に掲げる額

表 附属の設備の利用料金

区 分			単 位	利用料金 (1 回につき)	
ホール		照明設備		円	
			第 1 スポットライト	1 式	2,580
			第 2 スポットライト	1 式	3,310
			第 3 スポットライト	1 式	3,310
			第 4 スポットライト	1 式	3,310
			第 5 スポットライト	1 式	3,480
			第 6 スポットライト	1 式	1,480
			第 7 スポットライト	1 式	1,130
			第 8 スポットライト	1 式	1,130
			カラーフィルター	1 式	190
			クセノンフォロースポットライト	1 式	1,160
			プロジェクタースポットライト	1 式	200
			ディスクマシーン	1 式	340
			スライドキャリアマスク	1 式	110
			ダブルマシン	1 式	200
			リニアエフェクト	1 式	280
			パターンアダプター	1 式	40
			ミラーボール (丸変速型)	1 式	100
			ミラーボール (楕円変速型)	1 式	130
			波エフェクト	1 個	70
		ステージスポットライト (1kw)	1 個	210	
		ステージスポットライト (0.5kw)	1 個	190	
		エリプソイダルスポット	1 式	60	
		ストリップライト	1 台	90	
		スモークマシーン	1 式	200	
		映像設備	高輝度プロジェクター	1 台	13,350
			書画カメラ	1 台	780
移動型液晶プロジェクター	1 台		2,930		
	水引幕	1 枚	560		
	源氏幕	1 対	350		

附属の設備

舞台設備	引割幕	1 対	1,820
	袖幕	1 枚	390
	一文字幕 (高さ 4,550mm)	1 対	840
	一文字幕 (高さ 3,200mm)	1 枚	600
	バック幕	1 対	1,660
	ダメ黒幕	1 対	630
	平台	1 台	150
	箱足	1 個	10
	箱階段	1 台	220
	電動昇降式演台	1 台	1,030
	花台	1 台	190
	司会者台	1 式	840
	金屏風	1 双	2,360
	白屏風	1 双	2,360
	旗パネル	1 枚	260
	地絨 (幅 18,000mm)	1 枚	990
	地絨 (幅 6,000mm)	1 枚	200
	展示パネル	1 式	1,070
	ホワイトボード	1 台	60
	プログラムスタンド	1 台	120
	パンチカーペット	1 巻	250
	仮設ステージ	1 式	870
	ミーティングチェア	1 台	20
	ピアノ	1 台	13,570
	指揮者台	1 台	140
	指揮者用譜面台	1 台	70
	譜面台	1 台	70
その他の設備	同時通訳装置	1 式	16,470
	国際会議用テーブル	1 式	13,070
展示室	展示台 (高さ 850mm)	1 台	130
	展示台 (高さ 900mm)	1 台	250
	展示台 (高さ 1,050mm)	1 台	310
	展示台 (高さ 1,200mm)	1 台	330
	簡易式展示パネル (3 連)	1 台	310
	簡易式展示パネル (4 連)	1 台	400
	簡易式展示パネル (5 連)	1 台	500
	昇降式自立パネル	1 台	720
	床面照明器具	1 台	30
	スポットライト	1 台	20

ホール以外の施設	可動カウンター	可動カウンター	1台	80
		椅子	1台	20
	スタジオ・調整室	ドラムセット	1式	680
		ギターアンプセット	1式	690
		ベースアンプセット	1式	590
		電子ピアノ	1台	290
		シンセサイザー	1台	240
		譜面台	1台	10
		丸椅子 (楽器演奏用)	1脚	10
		スピーカーパワーアンプセット	1式	880
		ダイナミックマイクロホン1	1本	60
		ダイナミックマイクロホン2	1本	30
		コンデンサーマイクロホン	1本	110
		マイクスタンド (ブーム式)	1台	50
		マイクスタンド	1台	50
		ステレオヘッドホン	1台	30
		リハーサル室	ピアノ	1台
	会議室 804	固定型プロジェクター	1台	5,830
	ホール・ホール以外の施設共通	簡易スピーカーシステム	1台	210
		放送設備	1式	1,360
		コンパクトディスク・ミニディスクラジオカセットテープレコーダー	1台	120
		ビデオ一体型デジタルディスクプレーヤー	1台	70
		スクリーン	1台	140
		移動型プロジェクター1	1台	650
		移動型プロジェクター2	1台	330
		書画カメラ1	1台	460
		書画カメラ2	1台	260
プロジェクター・書画カメラ台		1台	160	
ノートパソコン		1台	320	
茶道具		1式	620	
展示パネル		1枚	110	
金屏風		1双	700	
折りたたみテーブル		1台	20	
スタッキングテーブル		1台	90	
ステージ		1台	560	
電気料			1kwまで ごとに	120

備考1 9時から12時まで、13時から17時まで又は17時30分から21時30分までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時30分までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時30分までの使用の場合は3

回使用したものとする。

- 2 スポットライトの利用料金については、第1スポットライトから第8スポットライトまでのいずれかのスポットライトを2列以上使用する場合に限り、徴収する。